

令和 8 年度「省エネ・再エネ活用設備ベンダー登録制度」募集要領

(公財) 浜松地域イノベーション推進機構(以下、「財団」という)では、省エネ・再エネ設備の積極的な普及及び安心安全な施工に取り組む事業者を登録し、財団 HP 及びショールームにおける展示を通じて広く浜松地域企業に周知することにより、その普及促進を目指す。

記

1. 登録事業者

下記の条件を満たす事業者

- ・浜松市内に本店または主たる事務所を有する者。ただし、財団が必要と認めた場合はこの限りではない。
- ・法令を遵守し、適切に省エネ・再エネ活用設備を販売、施工、PPA 又はリース等により設置できること。
- ・省エネ・再エネ活用設備のいずれかで契約実績が前年度に 1 件以上あること。
- ・下記同意事項に了解できること。

2. 募集期間

令和 8 年 4 月 20 日(月)から 12 月 25 日(金)まで

3. 応募方法

財団の公式 web サイト(<http://hai.or.jp>)にアクセスして、「ベンダー登録申請書」をダウンロードし、必要事項を記入の上、電子メール(送付先:cn@hai.or.jp)にてお送りください。

4. 同意事項

(1) 報告義務

- ① 本事業に掲載する商品・サービス・情報等（以下、「当該商品等」という）が提供停止・中止・変更された場合、当該商品等に関する苦情・紛争等が発生した場合、速やかに(公財) 浜松地域イノベーション推進機構へ報告する。

(2) 当該商品等について

- ① 公序良俗に反する該当商品等、法令順守違反の該当商品等（恐れがあるものを含む）、消費者や事業者等に不利益を与えうる当該商品等ではない。
- ② 当該商品等の掲載に関し、使用許諾を受けた、または使用許諾を受ける予定の第三者の権利の対応の一切（かかる費用・保障・弁済等も含む）は申請者が行う。

(3) 解決義務・免責・確認

- ① 当該商品等に関する苦情、紛争等の処理は申請者が行う。

- ② 当該商品等に関する苦情、紛争等が発生した場合、あるいは今後発生する可能性も含めて、いかなる損害に対しても申請者は(公財)浜松地域イノベーション推進機構に責任を負わせないことを了承している。
- ③ 申請者は、(公財)浜松地域イノベーション推進機構の判断で掲載・展示等しないことがあることを了承している。
- ④ 消費者や事業者等が本事業を通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性など、いかなる保証も(公財)浜松地域イノベーション推進機構は行わないことを了承している。

【ベンダー登録後】

5. 財団ホームページへの掲載

登録完了後、財団から掲載についての案内を行います。

6. ショールームにおける展示（申込制）

- (1) 登録後、希望者は当財団が設置するショールーム内に省エネ・再エネ関連の設備およびサービスを展示することができる。
- (2) 申込多数の場合は事務局で調整を行うものとし、1回あたりの展示期間は1ヶ月程度とする。
- (3) 省エネ・再エネ関連の設備およびサービスを展示する場合には、紹介パネルのほか、製品の現物、レプリカ、又はそれらに準ずるものを展示するものとする

【（公財）浜松地域イノベーション推進機構 はままつ脱炭素経営支援デスク 問合せ】

対応時間：9：00～17：00 土・日・祝日・年末年始を除く

TEL：053-489-8111(浜松地域イノベーション推進機構内)

E-mail：cn@hai.or.jp

担当：金原、小野田